



## 就労時間前の1時間残業未払いに 対して、会社は時間前残業1時間は認め たが、従業員が30分間「タバコ休 憩など働いていない」として、30分 の支払を回答。

千葉スクラムユニオンに労働相談があつた。相談者はK・Kさん(41歳)、千葉市内の自動車会社の整備士。同じ会社の船橋工場で2年近く働いて、4年前に千葉市内の工場に配転してきた正規社員。住居も千葉市内にある。

7月8日、NPO法人を通じて労働相談が持ち込まれた。

既に、知人に同じ自動車の整備士の仕事を大阪で紹介してもらい、その会社で採用を確認後に会社に退職届を出した。

退職届を受理した上司から「自己都合退職は退職金の7割しか出ませんよ。それで良いですね」とバカにされたように言われた。

K・kさんは「何で自己都合退職と言われるんだ。俺を4年間も早出出勤で午前8時30分から就業時間の9時30分をタダ働きで扱き使い。就業時からの残業では15分の休憩時間だと言って残業代を15分カットしてきた会社が、俺は4年かの会社のパワハラで退職したんだ。会社都合じゃないのか?」と憤りを隠さない。

会社の就業時間：午前8時30分から午後6時。昼休時間1時間。土・日週休の正社員

として4年間働いてきた。  
組合は会社と2回の団交を行ってきた。  
要求内容は以下の文面になる。

### 株式会社千葉〇〇様

#### 1、早出残業について

「出勤時間記録がない」ので「正確な出勤時間は把握できない」とのことですが、実際には8時15分には出勤して、開店準備作業を行っています。開店準備作業は、早出出勤の整備士が機械による床の掃除や工場内の整理整頓、さらに、10台前後の洗車作業などで、とても30分で終わる作業ではありません。8時30分から9時30分までは休憩時間はありません。また、8時30分にはシャッターをあげています。

従業員の出勤時間を把握していないのは会社の怠慢であり、早出残業代一日につき60分、新港事業所着任以来約4年間を要求します。

#### 2、昼休み(60分)内の就業について

昼休みに店舗を閉鎖するものではないので、お客は昼休みに関わらず来店します。就業の記録がなかりと、上長からの指示がなかりと、お客対応は行われています。

昼休みに就業の実態があることは明白ですので、この点についても再考を要求します。

#### 3、18時以降の就業について

賃金を支払わない休憩時間は完全に仕事から隔離されていなければなりません。現状の職場環境や作業の実情から考えて、15分間の休憩を取っているということは、実態的にあり得ません。

15分を除いた残業代は支払われておりますので、これに15分間の追加の支払いを求めます。以上、8月31日に頂いたFAXの記載についての私共の見解と要求をお伝え致します。

なお、川島氏の新港事業所着任以降の出勤記録の提示を申し入れます。

2022年9月2日  
千葉スクラムユニオン  
交渉担当